

【介護予防支援】 自主点検表

点検年月日	年 月 日
事業所番号	
事業所名	
所在地	
記入者氏名・職名	

【記入について】

- ・指定介護予防支援事業者として守るべき最低基準を掲げています。確認する際には、関係法令等も併せて参照してください。
- ・「基準の概要」欄の内容が実施できているかを確認して、「適否」欄に○か×を記入してください。

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
<p>第1の1 基本方針 〈法第115条の23 第1項〉</p>	<p>□ 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われているか。 ◆市予防条例第3条</p> <p>□ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行っているか。 ◆市予防条例第3条第2項</p> <p>□ 指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう公正中立に行っているか。 ◆市予防条例第3条第3項</p> <p>□ 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人福祉法第20条7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めているか。 ◆市予防条例第3条第4項</p> <p>□ 指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。 ◆市予防条例第3条第6項</p>	<p>適・否</p>	<p>※点検月の利用者数 年 月： 人</p>
<p>第1の2 人権の擁護及び虐待の防止</p>	<p>□ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。（経過措置あり） ◆市予防条例第3条第5項</p>	<p>適・否</p>	
<p>第1の3 暴力団の排除</p>	<p>□ 管理者及び従業者（利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある者）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないか。 ◆市予防条例第2条第1項第2号</p> <p>□ 前項の事業所は、その運営について、暴排条例第2条第4号に規定する暴力団員等の支配を受けていないか。 ◆市予防条例第2条第1項第3項</p>	<p>適・否</p>	
<p>第2 人員に関する基準 〈法第115条の24 第1項〉 1 従業者</p>	<p>□ 当該指定に係る事業所ごとに、1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置いているか。 ◆市予防条例第4条</p>	<p>適・否</p>	<p>人員を変更した場合、10日以内に、介護保険課に変更届を提出しているか。</p>
<p>2 管理者</p>	<p>□ 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置いているか。 ◆市予防条例第5条</p> <p>□ 管理者は専らその職務に従事する者でなければならない。ただし指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。 ◆市予防条例第5条第2項</p>	<p>適・否</p>	<p>氏名： () 職種：() 兼務する職： () 管理者を変更した場合、変更した日から10日以内に介護保険課に変更届出書を提出しているか。</p>
<p>第3 運営に関する基準 〈法第115条の24 第2項〉 1 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>□ 指定介護予防支援のサービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 ◆市予防条例第6条</p> <p>□ 指定介護予防支援のサービスの提供の開始に際し、あらかじめ指定介護予防サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得ているか。 ◆市予防条例第6条第2項</p>	<p>適・否</p>	

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
2 提供拒否の禁止	<input type="checkbox"/> 正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んでいないか。 ◆市予防条例第7条	適・否	事例【有・無】あればその理由
3 サービス提供困難時の対応	<input type="checkbox"/> 指定介護予防支援事業者の通常の事業の実施地域（当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じているか。 ◆市予防条例第8条	適・否	事例【有・無】あればその理由
4 受給資格等の確認	<input type="checkbox"/> 指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめているか。 ◆市予防条例第9条	適・否	
5 要支援認定の申請に係る援助	<input type="checkbox"/> 被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行っているか。 ◆市予防条例第10条 <input type="checkbox"/> 指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 ◆市予防条例第10条第2項 <input type="checkbox"/> 要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前には、なされるよう、必要な援助を行っているか。 ◆市予防条例第10条第3項	適・否	
6 身分を証する書類の携行	<input type="checkbox"/> 指定介護予防支援事業者は、担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 ◆市予防条例第11条	適・否	
7 利用料等の受領	<input type="checkbox"/> 指定介護予防支援を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、介護予防サービス計画費との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 ◆市予防条例第12条	適・否	
8 保険給付の請求のための証明書の交付	<input type="checkbox"/> 提供した指定介護予防支援について、利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しているか。 ◆市予防条例第13条	適・否	償還払い事例【有・無】
9 指定介護予防支援の業務の委託	<input type="checkbox"/> 指定介護予防支援の一部を委託する場合は、以下の各号に掲げる事項を遵守しているか。 ◆市予防条例第14条 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならない。 (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。 (3) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。 (4) 委託する居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が第1の基本方針、第2の人員に関する基準及び第4の介護予防のための効果的な支援の方法の規定を遵守するよう措置させなければならない。	適・否	
10 法定代理受領サービスに係る報告	<input type="checkbox"/> 毎月、市町村又は国民健康保険団体連合会に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しているか。 ◆市予防条例第15条 <input type="checkbox"/> 介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して提出しているか。 ◆市予防条例第15条第2項	適・否	

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
1 1 利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付	<input type="checkbox"/> 要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。 ◆市予防条例第16条	適・否	
1 2 利用者に関する市町村への通知	<input type="checkbox"/> 指定介護予防支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ◆市予防条例第17条 (1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。 (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。	適・否	
1 3 管理者の責務	<input type="checkbox"/> 管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 ◆市予防条例第18条 <input type="checkbox"/> 管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者に本主眼事項第3「運営に関する基準」の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 ◆市予防条例第18条第2項	適・否	
1 4 運営規程	<input type="checkbox"/> 指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。 ◆市予防条例第19条 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 職員の職種、員数及び職務内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) サービスの提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 虐待の防止のための措置に関する事項 (7) その他運営に関する重要事項	適・否	★重要事項説明書と不整合ないか
1 5 勤務体制の確保	<input type="checkbox"/> 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。 ◆市予防条例第20条 <input type="checkbox"/> 事業所ごとに、当該事業所の担当職員に指定介護予防支援の業務を担当させているか。 ただし、担当職員の補助の業務についてはこの限りでない。 ◆市予防条例第20条第2項 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 ◆市予防条例第20条第3項 <input type="checkbox"/> 適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ◆市予防条例第20条第4項	適・否	
1 6 業務継続計画の策定等	<input type="checkbox"/> 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるように努めているか。 ◆市予防条例第20条の2第1項 <input type="checkbox"/> 担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めているか。 ◆市予防条例第20条の2第2項 <input type="checkbox"/> 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 ◆市予防条例第20条の2第3項	適・否	
1 7 設備及び備品等	<input type="checkbox"/> 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 ◆市予防条例第21条	適・否	

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
18 感染症の予防及びまん延の防止のための措置	<p><input type="checkbox"/> 当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるように努めているか。 ◆市予防条例第22条の2</p> <p>(1)当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図っているか。</p> <p>(2)当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>(3)当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うよう努めているか。</p>	適・否	令和6年3月31日までは努力義務となる（経過措置）
19 従業員の健康管理	<p><input type="checkbox"/> 担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 ◆市予防条例第22条</p>	適・否	
20 掲示	<p><input type="checkbox"/> 当該事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ◆市予防条例第23条</p>	適・否	
21 秘密保持	<p><input type="checkbox"/> 当該事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 ◆市予防条例第24条</p> <p><input type="checkbox"/> 担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、の業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。 ◆市予防条例第24条第2項</p> <p><input type="checkbox"/> サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 ◆市予防条例第24条第3項</p>	適・否	
22 広告	<p><input type="checkbox"/> 当該事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていないか。 ◆市予防条例第25条</p>	適・否	
23 介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等	<p><input type="checkbox"/> 指定介護予防支援事業者及び当該事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。 ◆市予防条例第26条</p> <p><input type="checkbox"/> 当該事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。 ◆市予防条例第26条第2項</p> <p><input type="checkbox"/> 当該事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。 ◆市予防条例第26条第3項</p>	適・否	
24 苦情処理	<p><input type="checkbox"/> 自ら提供したサービス又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しているか。 ◆市予防条例第27条</p> <p><input type="checkbox"/> 上記の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。（→5年間保存） ◆市予防条例第27条第2項</p> <p><input type="checkbox"/> 自ら提供したサービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又</p>	適・否	

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>は助言に従って必要な改善を行っているか。 ◆市予防条例第27条第3項</p> <p><input type="checkbox"/> 市町村からの求めがあった場合には、上記改善の内容を市町村に報告しているか。 ◆市予防条例第27条第4項</p> <p><input type="checkbox"/> 自らが介護予防サービス計画に位置付けた法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス又は法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っているか。 ◆市予防条例第27条第5項</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力しているか。 また、自ら提供したサービスに関して国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 ◆市予防条例第27条第6項</p> <p><input type="checkbox"/> 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 ◆市予防条例第27条第7項</p>		
<p>25 事故発生時の対応</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 ◆市予防条例第28条</p> <p><input type="checkbox"/> 上記事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しているか。 (→5年間保存) ◆市予防条例第28条第2項</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っているか。 ◆市予防条例第28条第3項</p>	<p>適・否</p>	
<p>26 会計の区分</p>	<p><input type="checkbox"/> 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。 ◆市予防条例第29条</p>	<p>適・否</p>	
<p>27 虐待の防止</p>	<p><input type="checkbox"/> 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるように努めているか。 ◆市予防条例第28条の2</p> <p>(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(4) 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>適・否</p>	<p>令和6年3月31日までは努力義務となる（経過措置）</p>
<p>28 記録の整備</p>	<p><input type="checkbox"/> 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 ◆市予防条例第30条</p> <p><input type="checkbox"/> 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第28条第2項各号に掲げる記録については、その完結の日から5年間保存しているか。 ◆市予防条例第30条第2項</p> <p>(1) 本主眼事項第4の2の13に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次の事項を記載した介護予防支援台帳</p> <p>① 介護予防サービス計画</p> <p>② 主眼事項第4の2の7に規定するアセスメントの結果の記録</p> <p>③ 主眼事項第4の2の9に規定するサービス担当者会議等の記録</p> <p>④ 本主眼事項第4の2の14に規定する評価の結果の記録</p> <p>⑤ 本主眼事項第4の2の15に規定するモニタリングの結果の記録</p>	<p>適・否</p>	

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	(3)本主眼事項第3の12「利用者に関する市町村への通知」に規定する市町村への通知に係る記録 (4)本主眼事項第3の24「苦情処理」に規定する苦情の内容等の記録 (5)本主眼事項第3の25「事故発生時の対応」に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録		
第4 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 <法第115条の23第1項> 1 指定居宅介護支援の基本取扱方針	<input type="checkbox"/> 利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行っているか。 ◆市予防条例第31条 <input type="checkbox"/> 介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しているか。 ◆市予防条例第31条第2項 <input type="checkbox"/> 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 ◆市予防条例第31条第3項	適・否	
2 指定介護予防支援の具体的取扱方針	<input type="checkbox"/> 指定介護予防支援の方針は、本主眼事項第1「基本方針」及び前項「基本取扱方針」に基づき、以下に掲げるところによっているか。 ◆市予防条例第32条 (1)管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。 (2)サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 (3)担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしているか。 (4)担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めているか。 (5)担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。 (6)担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しているか。 ア 運動及び移動 イ 家庭生活を含む日常生活 ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション エ 健康管理 (7)担当職員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っているか。 この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。 (8)担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用	適・否	

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しているか。</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。 ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。</p> <p>(10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p> <p>(11) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しているか。</p> <p>(12) 担当職員は、基準第30条第12号（下記13参照）に基づき、担当者に居宅サービス計画を交付したときは、担当者に対し、介護予防サービス計画の提出を求め、介護予防サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認しているか。</p> <p>(13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者に対して介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画等指定介護予防サービス計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状況等に関する報告を少なくとも月に1回、聴取しているか。</p> <p>(14) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っているか。</p> <p>(15) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置づけた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。</p> <p>(16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、以下に定めるところにより行っているか。 ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者宅を訪問し利用者面接すること。 イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所を訪問する等の方法により利用者面接するとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。 ウ 少なくとも一月に1回、モニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(17) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地から意見を求めているか。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する 照会等により意見を求めることができるものとする。 ア 要支援認定を受けている利用者が法第33条第2項に規定する要支援新認定を受けた場合 イ 要支援認定を受けている利用者が法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合</p> <p>(18) 第三号から第十三号までの規定は、第十四号に規定する介護予防サ</p>		

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	<p>ービス計画の変更について準用する。</p> <p>(19) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っているか。</p> <p>(20) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行っているか。</p> <p>(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師との意見を求めているか。</p> <p>(22) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治医等の指示がある場合に限りこれを行い、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行っているか。</p> <p>(23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。</p> <p>(24) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、継続してその必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しているか。</p> <p>(25) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防特定福祉用具販売が必要な理由を記載しているか。</p> <p>(26) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しているか。</p> <p>(27) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等、連携しているか。</p> <p>(28) 担当者は地域ケア会議から、個別ケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めているか。</p>		
<p>3 介護予防支援の提供に当たっての留意点</p>	<p><input type="checkbox"/> 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるように以下に掲げる事項に留意して行っているか。◆市予防条例第33条</p> <p>(1) 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。</p> <p>(2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に生活機能の向上に対する</p>	<p>適・否</p>	

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	<p>意欲を高めるよう支援すること。</p> <p>(3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。</p> <p>(4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。</p> <p>(5) サービス担当学会議を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に対する取組を積極的に活用すること。</p> <p>(6) 地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。</p> <p>(7) 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。</p> <p>(8) 機能の改善の後についても、その状態の維持への支援に努めること。</p>		
<p>第5 基準該当 介護予防支援に関する基準 1 準用</p>	<p><input type="checkbox"/> 第1から第4（第25条第6項及び第7項を除く。）までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。 ◆平18厚令37第32条</p>		
<p>第5 介護予防給付費の算定及び取扱い <法第58条第2項> 1 基本的事項</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定介護予防支援に要する費用の額は、平成18年3月14日厚生労働省告示第129号の別表「給付費単位数表」により算定されているか。 ◆平18厚告129の-</p> <p><input type="checkbox"/> 指定介護予防支援に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号（厚生労働大臣が定める1単位の単価を定める件）に定める1単位の単価に（1）の別表に定める単位数を乗じて算定されているか。 ◆平12厚告129の二</p> <p>※1単位の単価は、10円に事業所又は施設が所在する地域区分及びサービスの種類に応じて定められた割合を乗じて得た額とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記により当該事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算しているか。 ◆平18厚告129の三</p>	<p>適・否</p>	
<p>2 介護予防支援費（1月につき）</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用者に対して指定介護予防支援を行い、かつ、月の末日において市町村又は国民健康保険団体連合会に対し給付管理票を提出している当該事業者について、所定単位数を算定しているか。 ◆平18厚告129別表イ注1</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者が月を通じて、介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護、（短期利用介護予防居宅介護費を算定する場合を除く。）若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護（介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）を受けている場合に、当該月について介護予防支援費を算定していないか。 ◆平18厚告129別表イ注2</p>	<p>適・否</p>	<p>左記事例【有・無】</p>
<p>3 初回加算</p>	<p><input type="checkbox"/> 事業所において、新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対して、指定介護予防支援を行った場合、1月につき300単位を加算しているか。 ◆平18厚告129別表ロ注</p>	<p>適・否</p>	<p>算定【有・無】</p>
<p>4 委託連携加算</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定介護予防支援事業所が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として300単位を加算しているか。 ◆平18厚告129別表ハ注</p>	<p>適・否</p>	<p>算定【有・無】</p>